

法政大学学位規則

2025年10月8日

学校法人 法政大学

法政大学学位規則

規定第 1 0 5 号

一部改正	昭和39年 4月 1日	昭和40年 4月 1日	昭和41年 4月 1日
	昭和43年 4月 1日	昭和48年 4月 1日	昭和51年 2月 7日
	昭和52年 4月 1日	昭和53年 4月 1日	昭和53年12月 8日
	昭和54年 4月 1日	昭和55年 4月 1日	昭和57年 4月 1日
	昭和58年 4月 1日	昭和61年 4月 1日	昭和62年 4月 1日
	平成元年 4月 1日	平成 2年 4月 1日	平成 3年 4月 1日
			平成 4年 4月 1日
			全部改正 1996年 4月 1日
一部改正	1999年 4月 1日	2000年 4月 1日	2001年 4月 1日
	2002年 4月 1日	2003年 4月 1日	2004年 4月 1日
	2005年 4月 1日	2006年 2月 1日	2006年 4月 1日
	2007年 4月 1日	2008年 4月 1日	2009年 4月 1日
	2009年11月 1日	2010年 4月 1日	2011年 4月 1日
	2012年 4月 1日	2013年 4月 1日	2014年 4月 1日
	2015年 4月 1日	2015年 5月20日	2016年 4月 1日
	2017年 4月 1日	2018年 4月 1日	2018年 7月25日
	2019年 4月 1日	2020年 4月 1日	2021年 4月 1日
	2023年 4月 1日	2024年 4月 1日	2024年 6月26日
			2025年 4月 1日
			2025年10月 8日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和 2 8 年文部省令第 9 号）並びに法政大学学則、法政大学通信教育部学則、法政大学大学院学則及び法政大学専門職大学院学則の定めるところにより、法政大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とし、それぞれの学位に付記する専攻分野の名称等は、別表 1 のとおりとする。

(学士の学位授与要件)

第 3 条 学士の学位は、所定の年限以上在学し、卒業所要単位を修得した者に授与する。

(修士の学位授与要件)

第 4 条 修士の学位は本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

2 (削除)

3 (削除)

(博士の学位授与要件)

第 5 条 博士の学位は次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院の博士後期課程を修了した者

(2) 本学大学院の博士後期課程を経ずに論文を提出し、その審査に合格し、かつ、前号と同等以上の学識があると試問により認められた者

2 (削除)

(修士（専門職）の学位授与要件)

第 6 条 修士（専門職）の学位は本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(法務博士(専門職)の学位授与要件)

第7条 法務博士(専門職)の学位は本学大学院の法科大学院の課程を修了した者に授与する。

(学位名称の使用)

第8条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、「学士()学(法政大学)」、「修士()」(法政大学)」、「博士()」(法政大学)、「 修士(専門職)(法政大学)」、「法務博士(専門職)(法政大学)」と明記するものとする。

第2章 学士の学位

(学士の学位授与)

第9条 総長は、第3条に定める者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位記の授与は、毎年3月及び9月に行う。

第3章 修士の学位

(修士の学位申請要件)

第10条 修士学位の申請要件は、修士課程に2年以上在学し所定の単位を修得し終える見込がある者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 1年コースの修士学位の申請要件は、修士課程に1年以上在学し、所定の単位を修得し終える見込がある者とする。

3 3年コースの修士学位の申請要件は、修士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し終える見込みがある者とする。

4 申請者は、次の各号に掲げるものを提出しなければならない。提出部数は各専攻の定めるところとし、各様式は別に定める。

(1) 修士論文審査願

(2) 修士論文

(3) 論文要旨

5 大学院学則第23条の2に規定する博士論文研究基礎力審査を行う場合は、前項の規定にかかわらず、博士論文研究基礎力審査を行う当該研究科教授会(又は、専攻会議)が実施体制及び実施方法等を定めて公表することとする。

(修士課程修了の審査)

第11条 修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会(又は、専攻会議)が行い、課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て総長が行う。

2 修士論文の審査基準については、研究科・専攻ごとに、別に定める。

3 大学院学則第23条の2に規定する博士論文研究基礎力審査を行う場合は、前2項の規定にかかわらず、当該研究科教授会(又は、専攻会議)が行い、課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て、総長が行う。なお、博士論文研究基礎力審査の審査基準については、研究科・専攻ごとに、別に定める。

(修士の学位授与)

第12条 総長は、修士課程修了者には所定の学位を授与する。

2 修士の学位記の授与は、毎年3月及び9月に行う。

第4章 博士の学位

第1節 課程による者の学位

(課程による者の学位申請要件)

第13条 博士学位の申請要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書にかかわらず、修士課程を1年で修了した者の博士学位の申請要件は、博士後期課

程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

- 3 大学院学則第29条ただし書の再入学については、別に定める「退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程」による。
- 4 博士学位の申請者は、次の各号に掲げるものを各専攻の指定部数提出しなければならない。各様式は、大学指定のものとし別に定める。なお、参考として副論文目録及び副論文を提出することができる。
 - (1) 博士論文審査願
 - (2) 博士論文目録
 - (3) 博士論文（デジタルデータを含む。）
 - (4) 論文要旨
 - (5) 履歴書
 - (6) 研究業績
- 5 博士学位の申請者は、学位申請受理決定の通知後速やかに別表2の博士学位論文審査料を納入しなければならない。博士学位論文審査料は、理由の如何を問わず返却しない。

第2節 課程によらない者の学位

（課程によらない者の博士論文の提出）

- 第14条 第5条第1項第2号により博士の学位を申請する者は、次の各号に掲げるものを各専攻の指定部数提出しなければならない。各様式は、大学指定のものとし別に定める。なお、参考として副論文目録及び副論文を提出することができる。
- (1) 学位の種類を指定した博士学位申請書
 - (2) 博士論文目録
 - (3) 博士論文（デジタルデータを含む。）
 - (4) 論文要旨
 - (5) 履歴書
 - (6) 研究業績
- 2 博士学位の申請者は、学位申請受理決定の通知後速やかに別表2の博士学位論文審査料を納入しなければならない。博士学位論文審査料は、理由の如何を問わず返却しない。

第3節 博士学位授与のための審査

（審査委員会）

- 第15条 博士の学位申請の受理の決定及び論文審査のため、次の審査委員会をおく。
- (1) 博士（文学）、博士（哲学）、博士（歴史学）、博士（地理学）及び博士（心理学）の審査については、人文科学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (2) 博士（国際文化）の審査については、国際文化研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (3) 博士（経済学）の審査については、経済学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (4) 博士（法学）の審査については、法学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (5) 博士（政治学）の審査については、政治学研究科の教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (6) 博士（社会学）の審査については、社会学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (7) 博士（経営学）の審査については、経営学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (8) 博士（工学）の審査については、デザイン工学研究科教授会又は理工学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (9) 博士（理工学）の審査については、理工学研究科に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (10) 博士（人間福祉）の審査については、人間社会研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
 - (11) 博士（理学）の審査については、情報科学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会

- (12) 博士（学術）の審査については、人文科学研究科教授会、経済学研究科教授会、人間社会研究科教授会又は政策創造研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
- (13) 博士（政策学）の審査については、政策創造研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
- (14) 博士（公共政策学）の審査については、公共政策研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
- (15) 博士（生命科学）の審査については、理工学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
- (16) 博士（サステナビリティ学）の審査については、公共政策研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
- (17) 博士（スポーツ健康学）の審査については、スポーツ健康学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会

（審査委員長）

第16条 各審査委員会の委員長は委員が互選する。

2 審査委員長の任期は原則として1年とする。

（審査小委員会）

第17条 論文の審査、最終試験又は学識の確認を行うため、審査委員会の中に審査小委員会を設ける。

2 審査小委員会は、審査委員が互選した3名以上の委員で構成する。委員のうち、1名を主査（専任教員）とし、他を副査とする。

3 審査委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、審査委員会の構成員以外の本学教員及び他の大学、研究所等の教員を審査小委員会の委員にあてることができる。ただし、その員数は、委員総数の3分の1を超えることはできない。

（資料等の請求）

第18条 審査小委員会が審査のために必要と認めたときは、論文のうち、外国語で記述されている部分についての邦訳文あるいは論文の中で言及されている資料の提出を求めることができる。

（最終試験及び論文の審査）

第19条 最終試験は論文を中心とし、論文に関連ある学問領域についてこれを行う。

2 博士論文の審査基準については、研究科・専攻ごとに、別に定める。

（学識の確認）

第20条 第5条第1項第2号の規定による学識の確認は、口答又は筆答の試問によりこれを行う。

2 前項の学識確認試問のうち、外国語に関しては、申請者があらかじめ選択した2か国語についてこれを行う。ただし、審査小委員会が特別の事情があると認めたときは、1か国語についてのみ行うこともできる。

（最終試験及び学識確認試問の省略）

第21条 論文審査の結果、申請者が博士の学位を授与されるに値しないことが明らかになったときは、在学する者については最終試験を、第5条第1項第2号による者については、学識確認試問を行わないことができる。

（審査小委員会の報告）

第22条 審査小委員会は、論文の審査、最終試験又は学識確認試問を終えたとき、ただちに論文内容の要旨及び審査結果の要旨、最終試験の成績又は学識確認試問の成績に学位を授与することの可否についての意見を添え、文書により審査委員会に報告する。

（審査委員会の審議）

第23条 審査委員会は、前条の報告に基づいて審議し、博士の学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決に際しては、審査委員総数の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（申請の取下）

第24条 学位申請者がその申請を取り下げ得る期間は、前条の規定によって議決されるまでとする。

(審査期間)

第25条 審査委員会は、申請を受理した日から1年以内に、学位を授与することの可否を議決しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

2 在学中の者が、論文の審査期間中に当該年度を超えた場合は引続き在学するものとする。ただし、その年度の学費は、総長がこれを免除する。

3 総長は、前項にかかわらず、予め審査期間が当該年度を越えることを予定されて受理されたものは、引続き在学する年度の学費の免除を行わない。

(学位授与の決定)

第26条 審査委員会が博士の学位授与を議決した場合、審査委員長は、論文内容の要旨及び審査結果の要旨に最終試験の成績又は学識確認試験の成績を添え、研究科教授会に報告する。研究科長は、学位授与の可否を総長に報告する。総長は、研究科長の報告に基づいて学位授与の可否を決定する。

(博士の学位授与)

第27条 総長は、博士の学位授与を可とした者に対し、所定の学位を授与する。

2 博士の学位記の授与は、毎年3月及び9月に行う。

第4節 論文・審査要旨の公表等

(論文審査報告及び論文要旨等の公表)

第28条 博士の学位を授与したとき大学は、授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、当該博士の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

(論文の公表)

第29条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、本学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力により、その論文をインターネットにより公表しなければならない。ただし、博士の学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定により論文を公表するときは、「法政大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、公表するものとする。

4 前項の規定により要約を公表する場合は、「法政大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。

(論文の保存)

第30条 審査が終了した博士学位論文に係る電子データは、国立国会図書館へ送付するとともに、本学図書館に保存するものとする。

第5章 修士（専門職）の学位

(修士（専門職）の学位授与)

第31条 総長は、第6条に定める者に対し、修士（専門職）の学位を授与する。

2 修士（専門職）の学位記の授与は、毎年3月及び9月に行う。

第6章 法務博士（専門職）の学位

(法務博士（専門職）の学位授与)

第32条 総長は、第7条に定める者に対し、法務博士（専門職）の学位を授与する。

- 2 法務博士（専門職）の学位記の授与は、毎年3月及び9月に行う。

第7章 その他

（学位の取消）

- 第33条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けたことが判明したとき又は名誉を汚す行為を行ったときは、総長は、学士にあっては学部教授会、修士にあっては研究科教授会（又は専攻会議）の議決に基づく研究科長会議、博士にあっては審査委員会の議決に基づく研究科長会議、修士（専門職）及び法務博士（専門職）にあっては研究科教授会の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、その旨を公表する。
- 2 研究科教授会（又は、専攻会議）及び審査委員会において前項の議決を行うに際しては、委員総数の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（学位記の再交付）

- 第34条 学位記は、やむを得ない特別の事由があると認められる場合のほか、再交付しない。

（学位記の様式）

- 第35条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

（規則の改正）

- 第36条 この規則の改正は、学士の学位については学部長会議、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位については研究科長会議の議を経て、理事会の決裁を得なければならない。

付 則

- 1 本規則は、1996年4月1日から施行する。
- 2 2000年4月1日 第8条第2項、第11条第2項を変更。
- 3 2001年4月1日 第2条第1項（2）を変更。
- 4 2001年4月1日 第13条第1項（6）及び（7）を変更。
- 5 2002年4月1日 第2条第1項（2）、第5条第1項（1）、第6条、第11条第1項及び第2項、第13条第1項（8）及び（9）、別表、様式2、3、4、5、6、7を変更。
- 6 2002年4月1日 第2条第1項（2）、第13条第1項（1）を変更。
- 7 2003年4月1日 第2条第1項（1）及び（2）を変更。
- 8 2004年4月1日 第2条第1項（2）、第13条第1項（10）を変更。
- 9 2004年4月1日 第2条第1項（2）、第13条第1項（1）を変更。
- 10 本規則は、2004年4月1日から一部改正し施行する。（専門職大学院の設置に伴う改正）
- 11 本規則は2005年4月1日から第2条第1項第2号、第10条第1項、第15条を一部改正し施行する。ただし、第10条第1項は2000年度入学者から適用する。
- 12 人間社会研究科福祉社会専攻において授与する修士（学術）及び同研究科人間福祉専攻において授与する博士（学術）の学位は2005年度学位授与者から適用する。
- 13 2005年4月1日 第2条第1項（3）を変更。
- 14 本規則は、2006年4月1日から一部改正して施行する。（第2条第1項（2）、第10条第3項、第15条第1項（1）、（2）、（11））
- 15 本規則は、2006年4月1日から第2条第1項（1）を一部改正して施行する。（工学部生命機能学科設置に伴う改正）
- 16 本規則は、2007年3月14日から一部改正して施行する。
- 17 本規則は、2007年4月1日から第2条第1項（1）を一部改正して施行する。（デザイン工学部設置に伴う改正）
- 18 本規則は、2008年4月1日から第2条第1項（1）、（2）、第15条第1項（12）を一部改正して施行する。（理工学部、生命科学部、グローバル教養学部、政策創造研究科設置に伴う改正）
- 19 本規則は、2009年4月1日から第2条第1項（1）（スポーツ健康学部設置に伴う改正）、第5条第1項（1）、第13条第1項、第2項、第3項、第14条第2項、第15条第1項（8）、別表（2）、様式7、様式8、様式9を一部改正して施行する。
- 20 本規則は、2009年11月1日から様式1-1及び様式1-2を一部改正施行し、2009年度学位授与者から適用する。（グローバル学際研究インスティテュートの課程の学位授与に伴う改正）

- 21 本規則は、2010年4月1日から第2条第1項(1)、(2)(現代福祉学部福祉コミュニティ学科・臨床心理学科、政治学研究科国際政治学専攻、工学研究科生命機能学専攻、デザイン工学研究科設置に伴う改正)、(3)、第5条第1項(1)、第11条、第13条第1項及び第2項、第15条第1項(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、第17条第2項、第33条第1項及び第2項、別表の(2)を一部改正して施行する。なお、第2条第1項(3)の経営情報修士(専門職)については、2010年度入学者から適用する。
- 22 本規則は、第2条第1項(2)(社会科学研究科経済学専攻の廃止)、第9条第2項、第15条、第29条第1項を一部改正し、第25条第3項、第30条第2項を新設して2011年4月1日から施行する。また、第2条第1項(2)(国際日本学インスティテュートの改組に伴う人文科学研究科哲学専攻及び英文学専攻の学位授与の追加、日本史学専攻の名称変更、経営学研究科キャリアデザイン学専攻の学位授与の変更、政策創造研究科の学位授与の追加)、第5条第1項(1)、第13条第1項、第2項、第15条及び別表(2)は2011年4月1日から一部改正して施行し、2011年度入学者から適用する。
- 23 本規則は、第2条第1項第2号、第11条、第15条(公共政策研究科設置に伴う改正)及び第19条を一部改正し、2012年4月1日から施行する。
- 24 本規則は第2条第1項(2)、第5条第1項(1)、第10条、第13条第1項、第2項、第4項、第14条第1項、第15条第1項(9)、(10)、(13)、(16)、第28条、第29条、第30条、別表の(2)、及び様式を一部改正し、2013年4月1日から施行する(社会科学研究科政治学専攻、社会学専攻、経営学専攻及びシステムデザイン研究科の廃止、キャリアデザイン学研究科及び理工学研究科の新設、博士学位論文等の公表方法の変更及び様式7～11の削除に伴う改正)。
- 25 本規則は、第1条、第2条第1項(1)並びに(3)、第4条第3項、第5条第1項(1)、第10条第5項、第11条第3項、第13条第1項並びに第2項、第29条第4項、第35条、様式1-2及び様式12を一部改正し、2014年4月1日より施行する。なお、第2条第1項(1)、第4条第3項、第5条第1項(1)、第10条第5項、第11条第3項、第13条第1項並びに第2項及び様式12については、2014年度入学者より適用する(生命科学部応用植物科学科の設置、情報技術修士(専門職)の削除、経済学研究科博士後期課程の学位申請要件の変更、博士論文研究基礎力審査導入及びグローバル学際研究インスティテュートの課程の様式の削除に伴う改正)。
- 26 本規則は、様式2及び様式3を一部改正し、2014年9月10日より施行する(国際日本学インスティテュート等への様式に対応できるよう、様式2及び様式3をそれぞれ様式2-1、様式3-1とし、新たに様式2-2及び様式3-2を新設する)。
- 27 本規則は、第2条第1項第2号(公共政策学専攻に修士(学術)を追加)、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条及び第33条(学校教育法等の一部改正に伴う改正)、並びに第29条第3項及び第4項を一部改正し(博士論文の公表に関する改正)、2015年4月1日から施行する。
- 28 本規則は、第2条第1項第1号を一部改正し、2015年5月20日より施行する(工学部の学科の一部廃止に伴う改正)。
- 29 本規則は、第2条、第11条第1項並びに第3項、第26条、第29条第3項、第33条第1項、第36条、別表2及び様式6-2)を一部改正し、2016年4月1日より施行する(英文による学位及び専攻分野名称の追加、工学部の廃止、大学院委員会の研究科長会議への名称変更及びイノベーション・マネジメント研究科における英文による学位記様式の追加に伴う改正)。
- 30 本規則は、第5条第1項、第13条第1項並びに第2項、第15条第1項第13号及び別表1を一部改正し、2017年4月1日より施行する(博士の学位授与要件並びに学位申請要件の変更、国際文化研究科における博士(学術)の廃止、人間環境学部における学位名称の変更及び環境マネジメント研究科の廃止に伴う改正)。なお、第5条第1項、第13条第1項並びに第2項については、2017年度入学者より適用する。
- 31 本規則は、第10条第4項、第13条第4項及び同第5項、第14条第1項及び同第2項、第15条第1項第9号及び同第13号、第32条、第33条第1項並びに別表1(2)、同(3)及び同(4)並びに別表2を一部改正し、第15条第1項第17号を新設し、2018年4月1日より施行する。
- 32 本規則は、別表1(1)を一部改正し、2018年7月25日より施行する(現代福祉学部現代福祉学科の廃止に伴う改正)。
- 33 本規則は、第5条第1項第1号、第11条第1項、同第3項、第13条第1項、同第2項、第26条及び第29条第3項並びに別表1(2)及び同(3)並びに別表1(2)、同(3)及び別表2(2)を一部改正し、2019年4月1日より施行する。なお、第5条第1項第1号、第13条第1項、同

第2項及び別表2（2）については、2019年4月入学者より適用する。

- 34 本規則は、第15条第1項第8号を削り以降の号を繰り上げ、別表1（3）を一部改正し、2020年4月1日より施行する（政策科学研究科の廃止に伴う審査委員会及び学位の廃止）。
- 35 本規則は、第4条、第5条、第6条、第7条、第17条第1項、第19条見出し及び同第1項、第21条及び同見出し、第22条、第26条、別表1（1）、同（2）、同（3）及び同（4）（学位名称及び専攻分野名称の英文表記）並びに様式2-1、同2-2、同4、同5、同6-1、同6-2を一部改正し、様式3-1、同3-2及び同12を廃止し、様式2-3を新設し、2020年4月1日より施行する。なお、別表1（3）にかかる政策創造研究科における博士（学術）の授与は2019年度入学者まで適用する。
- 36 本規則は、第15条第1項第17号を新設し、第10条第5項、第11条第3項、第36条及び別表1（3）を一部改正し、2021年4月1日より施行する。
- 37 本規則は、別表1（4）を一部改正し、2024年4月1日より施行する。
- 38 本規則は、別表1（3）を一部改正し、2024年6月26日より施行する。
- 39 本規則は、第15条第1項第12号、並びに別表1（2）及び（3）を一部改正し、2025年4月1日より施行する。
- 40 本規則は、別表1（2）を一部改正し、2025年4月1日より施行する。（理工学研究科システム理工学専攻における修士（学術）の追加）。
- 41 本規則は、別表1（3）を一部改正し、2025年10月8日より施行する。（理工学研究科生命機能学専攻における学位（専門分野）の英文表記の一部削除、社会学研究科社会学専攻国際日本学インスティテュートにおける学位（博士（学術））の削除）

＜別表1＞学位名称及び専攻分野名称

- （1）学士の学位
- （2）修士の学位
- （3）博士の学位
- （4）修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位

＜別表2＞ 博士学位論文審査料

- （1）在学者が申請する場合 無料
- （2）「退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程」に基づき再入学を申請する者 11万円
- （3）（1）（2）にかかざる者以外の者が申請する場合 22万円、ただし、本学専任教職員は11万円

様式1-1

第 号	法政大学 法政大学 総長 氏 名(印)	年 月 日	を卒業したことを認め学士(学)の学位を授与 する	学位記	氏 名
				本学 学部 学科の課程を修めて本学	

様式 1 - 2 (削除)

様式 2 - 1 修士及び博士

第 号

学 位 記

氏 名

本学大学院○○○○研究科○○○○専攻の○○課程を修了した
よって○○（○○○）の学位を授与する

年 月 日

法政大学

総 長 氏 名 (印)

様式2-2 修士及び博士（インスティテュート）

第 号

学 位 記

氏 名

本学大学院○○○○研究科○○○○専攻（○○○○○インスティテュート）

の○○課程を修了した

よって○○（○○○）の学位を授与する

年 月 日

法政大学

総 長 氏 名 (印)

様式 2 - 3 修士及び博士（英語学位プログラム）

No. ****

Hosei University

on the recommendation of the faculty and
in recognition of the completion of the prescribed course in the

[研究科名]

hereby confers upon

[氏名]

the degree of

[学位名]

[日付]

Tokyo, Japan

[署名]

[総長氏名]

President

様式3-1 (削除)

様式3-2 (削除)

様式4 課程によらない博士

第 号

学 位 記

氏 名

本学大学院に論文を提出し〇〇〇〇研究科において所定の審査及び
試問に合格した。よって博士（〇〇〇）の学位を授与する

年 月 日

法政大学

総 長 氏 名 (印)

様式 5 法務博士（専門職）

第 号

学 位 記

氏 名

本学大学院 法務研究科 法務専攻の法科大学院の課程を修了した
よって法務博士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

法政大学

総 長 氏 名 (印)

様式 6 - 1 修士（専門職）

第 号

学 位 記

氏 名

本学大学院〇〇〇〇研究科〇〇〇〇専攻の専門職学位課程を修了した
よって〇〇修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

法政大学
総 長 氏 名 (印)

様式6－2 修士（専門職）（英語学位プログラム）

No. ****

Hosei University

on the recommendation of the faculty and
in recognition of the completion of the prescribed course in the

[研究科名]

hereby confers upon

[氏名]

the degree of

[学位名]

[日付]

Tokyo, Japan

[署名]

[総長氏名]

President

様式 7 (削除)
様式 8 (削除)
様式 9 (削除)
様式 1 0 (削除)
様式 1 1 (削除)

様式 1 2 (削除)

(追 5 8)

<別表1>学位名称及び専攻分野名称

(1) 学士の学位

学部	学科	学位(専攻分野)	
		和文	英文
法学部	法律学科	学士(法学)	Bachelor of Arts (Law)
	政治学科		Bachelor of Arts (Politics)
	国際政治学科		Bachelor of Arts (Global Politics)
文学部	哲学科	学士(文学)	Bachelor of Arts (Philosophy)
	日本文学科		Bachelor of Arts (Japanese Language and Literature)
	英文学科		Bachelor of Arts (English)
	史学科		Bachelor of Arts (History)
	地理学科		Bachelor of Arts (Geography)
	心理学科		Bachelor of Arts (Psychology)
経済学部	経済学科	学士(経済学)	Bachelor of Arts (Economics)
	国際経済学科		
	現代ビジネス学科		
	商業学科		
社会学部	社会政策科学科	学士(社会学)	Bachelor of Arts (Social Sciences)
	社会学科		
	メディア社会学科		
経営学部	経営学科	学士(経営学)	Bachelor of Arts (Business Administration)
	経営戦略学科		
	市場経営学科		
国際文化学部	国際文化学科	学士(国際文化学)	Bachelor of Arts (Intercultural Communication)
人間環境学部	人間環境学科	学士(人間環境学)	Bachelor of Arts (Sustainability Studies)
現代福祉学部	福祉コミュニティ学科	学士(社会福祉学)	Bachelor of Arts (Social Policy)
	臨床心理学科	学士(臨床心理学)	Bachelor of Arts (Clinical Psychology)
情報科学部	コンピュータ科学科	学士(理学)	Bachelor of Science (Computer and Information Sciences)
	デジタルメディア学科		
キャリアデザイン学部	キャリアデザイン学科	学士(キャリアデザイン)	Bachelor of Arts (Lifelong Learning and Career Studies)
デザイン工学部	建築学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering (Architecture)
	都市環境デザイン工学科		Bachelor of Engineering (Civil and Environmental Engineering)
	システムデザイン学科		Bachelor of Engineering (Engineering and Design)
理工学部	機械工学科	学士(理工学)	Bachelor of Science and Engineering (Mechanical Engineering)
			Bachelor of Science and Engineering (Aviation Technology)
	電気電子工学科		Bachelor of Science and Engineering (Electrical and Electronic Engineering)
	応用情報工学科		Bachelor of Science and Engineering (Applied Informatics)
	経営システム工学科		Bachelor of Science and Engineering (Industrial and Systems Engineering)
生命科学部	創生科学科		Bachelor of Science and Engineering (Advanced Sciences)
	生命機能学科	学士(生命科学)	Bachelor of Bioscience (Frontier Bioscience)
			Bachelor of Bioscience (Clinical Plant Science)
グローバル教養学部	環境応用化学科	学士(理学)	Bachelor of Science (Chemical Science and Technology)
	応用植物科学科	学士(生命科学)	Bachelor of Bioscience (Clinical Plant Science)
グローバル教養学部	グローバル教養学科	学士(国際教養学)	Bachelor of Arts (Liberal Studies)
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	学士(スポーツ健康学)	Bachelor of Arts (Sports and Health Studies)

<別表1>学位名称及び専攻分野名称

(2)修士の学位

研究科	専攻	学位(専攻分野)	
和文	和文	和文	英文
人文科学研究科	哲学専攻	修士(哲学)	Master of Arts (Philosophy)
	哲学専攻 (国際日本学インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Japanese Studies)
	日本文学専攻	修士(文学)	Master of Arts (Japanese Language and Literature)
	日本文学専攻 (国際日本学インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Japanese Studies)
	英文学専攻	修士(文学)	Master of Arts (English)
	英文学専攻 (国際日本学インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Japanese Studies)
	史学専攻	修士(歴史学)	Master of Arts (History)
	史学専攻 (国際日本学インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Japanese Studies)
	地理学専攻	修士(地理学)	Master of Arts (Geography)
	地理学専攻 (国際日本学インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Japanese Studies)
	心理学専攻	修士(心理学)	Master of Arts (Psychology)
国際文化研究科	国際文化専攻	修士(国際文化)	Master of Arts (Intercultural Studies)
経済学研究科	経済学専攻	修士(経済学)	Master of Arts (Economics)
	経済学専攻 (地域創造インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Arts and Sciences)
法学研究科	法律学専攻	修士(法学)	Master of Arts (Laws)
政治学研究科	政治学専攻	修士(政治学)	Master of Arts (Politics)
	政治学専攻 (連帯社会インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Arts and Sciences)
	国際政治学専攻	修士(国際政治学)	Master of Arts (Global Politics)
社会学研究科	社会学専攻	修士(社会学)	Master of Arts (Sociology)
経営学研究科	経営学専攻	修士(経営学)	Master of Business Administration
人間社会研究科	福祉社会専攻	修士(福祉社会)	Master of Arts (Social Policy and Social Work)
		修士(学術)	Master of Arts (Community Development)
	福祉社会専攻 (地域創造インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Arts and Sciences)
	臨床心理学専攻	修士(臨床心理学)	Master of Arts (Clinical Psychology)
情報科学研究科	情報科学専攻 (総合理工学インスティテュート)	修士(理学)	Master of Science (Computer and Information Sciences)
政策創造研究科	政策創造専攻	修士(政策学)	Master of Arts (Policy, Planning, and Development)
デザイン工学研究科	建築学専攻	修士(工学)	Master of Engineering (Architecture)
	都市環境デザイン工学専攻		Master of Engineering (Civil and Environmental Engineering)
	システムデザイン専攻		Master of Engineering (Engineering and Design)
公共政策研究科	公共政策学専攻	修士(公共政策学)	Master of Arts (Public Policy and Social Governance)
	公共政策学専攻 (連帯社会インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Arts and Sciences)
	サステイナビリティ学専攻	修士(サステイナビリティ学)	Master of Arts (Sustainability Studies)
キャリアデザイン学研究科	キャリアデザイン学専攻	修士(キャリアデザイン学)	Master of Arts (Career Studies)
	キャリアデザイン学専攻 (地域創造インスティテュート)	修士(学術)	Master of Arts (Arts and Sciences)
理工学研究科	機械工学専攻	修士(工学)	Master of Engineering (Mechanical Engineering)
	電気電子工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)		Master of Engineering (Electrical and Electronic Engineering)
	応用情報工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)		Master of Engineering (Applied Informatics)
	システム理工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)		Master of Engineering (Systems Engineering and Science)
		修士(学術)	Master of Arts (Arts and Science)
	応用化学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)	修士(理工学)	Master of Science (Applied Chemistry)
	生命機能学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)	修士(生命科学)	Master of Science (Bioscience)
			Master of Science (Clinical Plant Science)
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学専攻	修士(スポーツ健康学)	Master of Arts (Sports and Health Studies)

<別表1>学位名称及び専攻分野名称

(3)博士の学位

研究科	専攻	学位(専攻分野)	
		和文	英文
人文科学研究科	哲学専攻	博士(哲学)	Doctor of Philosophy (Philosophy)
	哲学専攻 (国際日本学インスティテュート)	博士(学術)	Doctor of Philosophy (Japanese Studies)
	日本文学専攻	博士(文学)	Doctor of Philosophy (Japanese Language and Literature)
	日本文学専攻 (国際日本学インスティテュート)	博士(学術)	Doctor of Philosophy (Japanese Studies)
	英文学専攻	博士(文学)	Doctor of Philosophy (English)
	英文学専攻 (国際日本学インスティテュート)	博士(学術)	Doctor of Philosophy (Japanese Studies)
	史学専攻	博士(歴史学)	Doctor of Philosophy (History)
	史学専攻 (国際日本学インスティテュート)	博士(学術)	Doctor of Philosophy (Japanese Studies)
	地理学専攻	博士(地理学)	Doctor of Philosophy (Geography)
	地理学専攻 (国際日本学インスティテュート)	博士(学術)	Doctor of Philosophy (Japanese Studies)
	心理学専攻	博士(心理学)	Doctor of Philosophy (Psychology)
国際文化研究科	国際文化専攻	博士(国際文化)	Doctor of Philosophy (Intercultural Studies)
経済学研究科	経済学専攻	博士(経済学)	Doctor of Philosophy (Economics)
	経済学専攻 (地域創造インスティテュート)	博士(学術)	Doctor of Philosophy (Arts and Sciences)
法学研究科	法律学専攻	博士(法学)	Doctor of Philosophy (Laws)
政治学研究科	政治学専攻	博士(政治学)	Doctor of Philosophy (Politics)
社会学研究科	社会学専攻	博士(社会学)	Doctor of Philosophy (Sociology)
経営学研究科	経営学専攻	博士(経営学)	Doctor of Philosophy (Business Administration)
人間社会研究科	人間福祉専攻	博士(人間福祉)	Doctor of Philosophy (Social Well-being Studies)
		博士(学術)	Doctor of Philosophy (Arts and Sciences)
情報科学研究科	情報科学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)	博士(理学)	Doctor of Philosophy (Science)
政策創造研究科	政策創造専攻	博士(政策学)	Doctor of Philosophy (Policy, Planning, and Development)
		博士(学術)	Doctor of Philosophy (Arts and Sciences)
デザイン工学研究科	建築学専攻	博士(工学)	Doctor of Engineering
	都市環境デザイン工学専攻		Doctor of Engineering
	システムデザイン専攻		Doctor of Engineering
公共政策研究科	公共政策学専攻	博士(公共政策学)	Doctor of Philosophy (Public Policy and Social Governance)
	サステイナビリティ学専攻	博士(サステイナビリティ学)	Doctor of Philosophy (Sustainability Studies)
理工学研究科	機械工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)	博士(工学)	Doctor of Philosophy (Engineering)
	電気電子工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)		Doctor of Philosophy (Engineering)
	応用情報工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)		Doctor of Philosophy (Engineering)
	システム理工学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)		Doctor of Philosophy (Engineering)
	応用化学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)	博士(理工学)	Doctor of Philosophy (Science)
	生命機能学専攻 (総合理工学インスティテュートを含む)	博士(生命科学)	Doctor of Philosophy (Science)
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学専攻	博士(スポーツ健康学)	Doctor of Philosophy (Sports and Health Studies)

<別表1>学位名称及び専攻分野名称

(4)修士(専門職)及び法務博士(専門職)の学位

研究科	専攻	学位(専攻分野)	
和文		和文	英文
法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	Juris Doctor
イノベーション・マネジメント研究科	イノベーション・マネジメント専攻	経営管理修士(専門職)	Master of Business Administration